

第2次福岡県南広域水道企業団地球温暖化対策実行計画

1 計画策定の背景

我が国における地球温暖化の防止対策については、平成9年12月に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された京都議定書により、2008年から2012年の5年間で温室効果ガスの総排出量を基準年(1990年)に比較して6%削減することが国際的に義務付けられ、また、国内においても「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月から施行され、地方公共団体に対して「温室効果ガスの抑制のための実行計画」の策定が義務づけられました。

2 福岡県南広域水道企業団における取組み

福岡県南広域水道企業団(以下「企業団」という。)においては、2005年から2009年までの5年間で温室効果ガスの総排出量を2003年比で1%増加以内に抑制するとして福岡県南広域水道企業団地球温暖化対策実行計画(以下「第1次実行計画」という。)を策定し、温室効果ガスの排出量を抑制する取組みを進めてきました。

その結果、2008年における温室効果ガスの総排出量を2003年比で8.1%削減し、目標を達成しました。

この度、第1次実行計画の期間が終了したことから、これまでの実績を踏まえ、新たに第2次福岡県南広域水道企業団地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの排出量の抑制に向けた取組みを推進するものとします。

3 計画に関する基本的事項

(1) 計画策定の目的

企業団の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に取り組む、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(2) 計画の期間

2010年～2014年(平成22年度～平成26年度)までの5年間とする。

(3) 計画の対象範囲

対象範囲は、企業団全ての施設における事務・事業とする。

4 計画の目標

(1) 温室効果ガスの総排出量に関する目標

2014年（平成26年度）における送水量1 m³当たりの温室効果ガスの排出量を0.162 kg/m³（平成18年度から平成20年度までの平均値）以下とする。

(2) 事業活動ごとの目標

- ①事務所活動における電気使用量を年間538,200kwh以下とする。
- ②コピー紙使用量を年間300,000枚以下とする。
- ③公用車の燃費を12.8km/ℓ以上とする。
- ④事業活動におけるエネルギー消費原単位電力量を0.431kw/m³以下とする。

5 計画の推進、点検及び評価

実行計画の推進、点検及び評価については、福岡県南広域水道企業団環境マネジメントシステム（ISO14001）により行い、各目標の推進を図る。

6 計画の見直し

福岡県南広域水道企業団環境マネジメントシステムにおいて環境目標の変更が行われた場合、本計画についても所要の見直しを行うものとする。

7 職員の研修

職員の研修は、福岡県南広域水道企業団環境マネジメントシステム環境マニュアル「力量、教育訓練及び自覚」の規定を適用して実施する。

8 取組みの公表

計画の進捗状況及び点検結果等については、企業団ホームページにより、毎年公表を行う。